

	質問	回答
1	家を新築で建てたいと思っているのですが、補助の対象になりますか？	新築及び増改築工事（建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請をするもの）に伴う付け替えは対象外です。 単独処理浄化槽やし尿くみ取り便所を使用されている方が、合併処理浄化槽へ付け替えをする場合に対象になります。
2	既設の合併処理浄化槽を更新したいのですが、補助金は出ますか？	既設合併処理浄化槽の更新については、補助対象外です。
3	合併処理浄化槽を設置する場所が、公共下水道事業計画区域かどうかわかりません。	公共下水道事業計画区域については、対象地番を確認の上、日進市下水道課（０５６１－７３－２３４３）へお問い合わせください。
4	現在、家族2人暮らしです。家が大きいのですが、安く工事をしたいので5人槽にしてもいいのでしょうか？	合併処理浄化槽は、接続する家の延床面積や生活雑排水の排水量で人槽が決まります。 詳細は施工業者にご確認ください。
5	不要となった単独処理浄化槽はどうするのですか？	単独処理浄化槽を処分する場合は原則、廃棄物として適切な処分をしなければなりませんが、処分せず、雨水貯留浸透施設として再利用することができる場合もあります。 詳しくは施工業者にご確認ください。
6	工事費はどれくらいかかりますか？	施工業者や工事内容によって変動するため、一概に金額がどれくらいかかるか市ではお答えできません。
7	施工業者の指定はありますか？	いいえ。市で指定する業者はありません。 愛知県浄化槽工事業者名簿でご確認ください。（下記リンク：愛知県HP） https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-jyoukaosumeibo.html

8	浄化槽で処理した水は、家の前にある側溝や水路に放流して良いのでしょうか？	浄化槽処理水の放流先については、日進市道路河川課（０５６１－７３－２６４２）に確認をお願いします。
9	補助金の申請はいつまでにすれば良いですか？ また、いつまでに工事を終わらせれば良いですか？	合併浄化槽設置整備事業は、単年度の事業であり、年度をまたぐ工程では補助金を交付できません。スケジュールは、概ね以下のとおりです。 申請書受付 4月最初の市役所開庁日から 実績報告書提出 翌年3月10日（祝休日の場合はその前日）17時までに下水道課必着のこと 現地確認 翌年3月中旬まで 申請書の受付開始や詳しいスケジュールは、下水道課にお問合せください。 また予算の上限に達した場合、この年度の申請は受付終了となります。
10	補助金の申請をしたら、すぐに工事にかかっても良いですか？	下水道課から発送する「交付決定通知書」がお手元に届いてから着工してください。 ※交付決定通知受領以前の着工は、補助の対象外となります。
11	補助金の申請後に工事の内容が変わりました。	交付決定通知受領後に、申請内容の変更が発生した場合は、至急下水道課までご連絡ください。 場合によっては補助対象から外れる場合もあります。 ※その際に、既に浄化槽を設置していた場合は、翌年度以降に再申請できませんので、工程には十分ご注意ください。
12	工事が終わりましたが、補助金はいつもらえますか？	浄化槽の設置工事が終わりましたら、速やかに実績報告書を提出してください。そして、施主、日進市及び工事業者3者が立ち合いの上、現地確認を行います。現場確認の際には、敷地内での作業となるため、施主やご家族になるべく立ち合いをお願いします。 実績報告書及び現地確認の内容に不備がなければ、現地確認後約1ヶ月程度で指定の銀行口座に振り込みます。
13	補助金は、工事業者に支払われるのですか？	いいえ。補助金は施主（浄化槽を設置する人・申請者）にお支払いします。